

(平成24年5月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から44年3月まで
② 昭和49年4月及び同年5月

申立期間①について、私が大学を卒業し、就職した昭和44年4月頃、父親から「年金が二重払いになるので事業所の方で年金が納められているか調べてくるように。」と言われたことを記憶していることから、私の父親は、私が20歳になったときに市役所の支所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、姉の分と一緒に当該支所又は金融機関で納付していたはずである。

申立期間②について、私が事業所を退職した直後、父親が実家のある市の市役所で私の国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間が国民年金に未加入とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、事業所を退職した直後、その父親が実家のある市の市役所で申立人の国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張している。これについて、オンライン記録では、当該期間は国民年金の未加入期間とされているものの、申立人の特殊台帳では、昭和49年4月及び同年5月の欄に「再取得」の印及び「納」の印が確認できることから、申立人が当該事業所を退職した際にその父親が、共済年金から国民年金への切替手続を行い、当該期間の保険料を納付していたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間を除いて、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、前納している期間もみられることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立期間②は、2か月と短期間である。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は加入手続等に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界していることから、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和42年*月頃、その父親が市役所の支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を市役所の支所又は金融機関で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から47年7月頃と推認でき、その時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、学生は国民年金の保険料を納付しなくてもよく、大学卒業後には、国民年金保険料の納付義務があることを知っていた。このため私は大学を卒業後、昭和 57 年 4 月に就職した際に、就業先の事業所では被用者年金制度に加入できなかったことから、自分自身で国民年金の加入手続を行った。

私は、数箇月ごとに区役所の支所へ行き、区役所から送られてきた納付書で国民年金保険料を納付してきた。私は、保険料を納付しなくてもよい学生である期間及び海外で居住していた期間以外の期間の保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学を卒業後、昭和 57 年 4 月に就職した際、被用者年金制度に加入できなかったため、自分自身で国民年金の加入手続を行ったと述べているところであり、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の国民年金の加入時期及び国民年金保険料の納付時期から申立人は昭和 57 年 4 月頃に加入手続を行ったものと推認できることから、申立内容と一致する。

また、オンライン記録によると、申立人は申立期間以外にも未納期間があるが、当該期間は学生であったため、任意加入となり本来は未加入期間となる期間であり、申立人が国民年金に加入すべき期間については、申立期間を除いて申立人は国民年金に加入し、国民年金保険料を全て納付している。

さらに、申立人は、申立人が学生であった期間及び海外に居住していた期

間は、国民年金の加入が任意であることを承知し、それを踏まえて国民年金の加入手続及び再加入手続を行っていることから、国民年金に対する関心が高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から59年3月まで

私は、市役所で国民年金の加入手続を行い、20歳になった昭和52年*月から第3号被保険者となるまで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料は、私が、銀行で納付書により納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和52年*月から第3号被保険者となるまで国民年金保険料を納付し、申立期間の保険料については、申立人が、銀行で、納付書により納付したと主張しているところ、申立人は、申立期間を除き、第3号被保険者となる直前の平成8年1月までの保険料を全て納付していることから、申立人の保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間の前後の期間の国民年金保険料を全て納付しており、その前後を通じて、申立人の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められない上、申立期間は6か月と短期間であることを考え合わせると、申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年5月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年5月
② 平成4年7月
③ 平成4年11月及び同年12月

私は、私の国民年金の加入手続については、いつ、誰が、どこで行ったかは具体的には憶^{おぼ}えていない。年金手帳は厚生年金保険に加入した時に発行されたものが3冊あったが、現在、私は年金手帳を1冊所持している。

申立期間の国民年金保険料については、平成5年頃、社会保険事務所（当時）から未納となっている旨の通知が届いたため、母親が遡ってまとめて納付してくれた。納付した保険料額は7万円から8万円ぐらいで、私と父親で半分ぐらいずつ負担した。母親が亡くなっているため、その他詳細は不明であるが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の国民年金保険料については、平成5年頃、社会保険事務所から未納となっている旨の通知が届いたため、その母親が、遡ってまとめて納付してくれたと主張しており、申立人が居住する市の国民年金保険料収納状況一覧表及びオンライン記録において、申立期間①前後の3年12月から4年4月までの期間及び同年6月の保険料が過年度納付と記録されていることが確認でき、申立人の主張と一致する。

また、申立人は、遡ってまとめて納付した国民年金保険料額は7万円から8万円ぐらいと述べており、申立期間①、②及び前述の過年度納付と記

録されている期間である平成3年12月から4年7月までの保険料をまとめて納付したと仮定した場合、その保険料額は7万4,800円となり、申立人の述べている金額とおおむね一致することに加え、申立期間はそれぞれ1か月と短期間であり、申立人が過年度納付を行ったとしている5年の時点において、当該期間の保険料を納付することが可能であったことを考え合わせると、申立期間①及び②の保険料も一緒に納付したと考えるのが合理的である。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、平成6年5月から厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、同年同月から同年7月までの国民年金保険料が過誤納付となったため、その保険料が申立期間②直後の4年8月から同年10月までの保険料として充当されており、国民年金保険料収納状況一覧表において、過誤納付された6年5月の保険料は同年同月27日に納付されていることが確認できる。過誤納付された保険料については、制度上、時効にかからない未納となっている期間の保険料に充当されるものであることから、当該充当処理の時点において、申立期間①及び②は納付済みであった可能性がうかがえる。

- 2 一方、申立期間③について、申立人は、平成5年頃、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと述べているが、申立人は、納付した期間及び月数については憶^{おぼ}えていないとしていることに加え、オンライン記録によると、前述のとおり申立期間③直前の4年8月から同年10月までの期間は、6年9月に過誤納付された保険料により充当されるまで未納であったことから、5年頃に申立期間③の保険料を遡って納付したとする主張は不自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとされるその母親は既に他界しているため、当該期間当時の保険料の納付状況が不明であることに加え、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年5月及び同年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月
② 平成9年10月から10年3月まで

私は、義母からの勧めもあり、昭和47年4月頃、当時居住していた町内の民生委員の女性に、自宅で国民年金の加入手続を行ってもらい、その際、同年同月から同年6月までの国民年金保険料をまとめてその女性に渡した。後日、誰から渡されたか憶^{おぼ}えていないが、当該期間の検認印が押された国民年金手帳を受け取った。

申立期間①について、当該期間の保険料検認印が押された国民年金手帳を所持しているにもかかわらず、未納とされていたので、年金事務所に問い合わせていたところ、最近になって、年金事務所から当該期間の国民年金保険料還付請求書が送付されてきた。

また、私は、平成9年9月に会計事務所を退職した後、自分自身で国民年金の加入手続を行った。その際、同時に付加保険料の納付の申出を行ったか否かの記憶は無いものの、以前国民年金に加入した時も、付加保険料の納付の申出をし、定額保険料と付加保険料を納付していたので、申立期間②の当時も付加保険料を納付していたはずである。

私は、申立期間①について、国民年金に未加入とされ国民年金保険料が還付となること、また、申立期間②について、付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和47年4月頃、自宅に来た民生委員に国民年金の加入手続を行ってもらい、同年同月から同年6月までの国民年金保険料を渡し、後日、当該期間の検認印が押された国民年金手帳を受け取ったと述べている。申立人の所持する国民年金手帳によると、申立人

は、確かに同年5月に任意加入被保険者の資格を取得しており、申立期間①については保険料を納付することができない期間であるにもかかわらず、同年4月から同年6月までの保険料の検認印が検認記録欄に押されていることから、申立期間①の保険料が納付されていたものと認められる。

また、申立人の所持する国民年金手帳等により、申立人の任意加入被保険者の資格取得日は昭和47年5月2日であることが確認できることから、本来、申立期間①の国民年金保険料については、早期に還付の手続を行うべきであったにもかかわらず、平成23年9月になって初めて申立期間①である昭和47年4月の保険料の還付決議が行われている。このように申立人が申立期間①の保険料を納付していたことが明らかであるにもかかわらず、39年と長期間にわたり還付がなされていないことから、申立人が当該期間当時、国民年金の被保険者資格を取得していなかったことを理由として、当該期間の保険料の納付を認めないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

- 2 一方、申立期間②について、申立人は、平成9年10月頃、国民年金の加入手続と一緒に付加保険料の納付の申出を行ったと述べているが、以前国民年金に加入した時も付加保険料の納付の申出を行い、定額保険料と付加保険料を納付していたので、当該期間当時も付加保険料の納付の申出を行い、付加保険料を納付していたはずであると述べるのみで、当該期間当時の加入状況等は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人は平成9年10月16日に国民年金第3号被保険者資格を取得したため、同時に付加保険料の納付資格が喪失され、その後、同年同月21日に国民年金第3号被保険者資格を喪失後、再び国民年金第1号被保険者資格となる届出を10年2月6日に行ったことが確認されることから、申立期間②の大半の期間は、付加保険料の納付ができない期間となる。

さらに、オンライン記録によると、平成10年4月からの第3号被保険者の該当届出処理が同年6月26日に行われ、同年4月の国民年金保険料が還付されているが、定額保険料のみの金額が還付されていることから、申立期間当時、申立人の主張するように付加保険料も納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間②の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）が無く、ほかに当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 3 月に会社を退職後、専門学校入学を契機に会社の庶務課の方と両親に勧められたため、A 市 B 区役所で国民年金の加入手続きを行い、切れ目の無いように国民年金保険料を納付してきた。

当初、昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていたが、領収書が見付かり、51 年 4 月から 52 年 3 月までの記録の訂正が行われた。しかしながら、領収書が無いことから、申立期間が未納とされていることに、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間直後の昭和 51 年度の国民年金保険料については、オンライン記録によると、申立人の所持する領収書により未納から納付済みに記録訂正されていることから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

また、申立人が所持する領収書により、昭和 52 年 3 月 29 日に申立期間直後の 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できることから、その時点で過年度納付が可能である申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している上、申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年5月1日に、資格喪失日に係る記録を50年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、47年5月から同年8月までは5万2,000円、同年9月から48年1月までは6万円、同年2月から同年6月までは7万2,000円、同年7月から49年6月までは8万円、同年7月から50年2月までは11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月1日から50年3月1日まで
私がA社B店において店長として勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び複数の同僚が、「申立人は、申立期間においてA社B店の店長として勤務しており、会社設立当初からの正社員であった。」と回答していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、事業主及び複数の役員が、「正社員は全て厚生年金保険に加入させており、業務内容により加入させないことはない。申立人は正社員であり加入させる扱いであった。」と供述している上、事業主及びA社で経理事務を担当していた同僚は、「当時、A社では、全ての正社員の給与から保険料を控除していた。」と供述している。

さらに、申立人が記憶する正社員の同僚全てに被保険者資格の記録があ

る上、オンライン記録によると、申立人が同日入社として挙げた同僚は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 47 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得しており、このことについて、事業主は、「申立人も当該同僚も入社当初からの正社員であり、厚生年金保険への加入についても同じ扱いであった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同日に入社した同僚の申立期間におけるA社の記録から、昭和 47 年 5 月から同年 8 月までは 5 万 2,000 円、同年 9 月から 48 年 1 月までは 6 万円、同年 2 月から同年 6 月までは 7 万 2,000 円、同年 7 月から 49 年 6 月までは 8 万円、同年 7 月から 50 年 2 月までは 11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業主も当時の資料が残っていないので保険料の納付について確認することができないと回答しているが、申立期間における同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年 5 月から 50 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和23年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年8月から同年12月までは4,800円、24年1月から同年4月までは6,300円、同年5月から25年2月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月1日から25年3月1日まで

私は、昭和23年2月にB社に入社し、28年5月まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。同社の関連会社のA社を一定期間手伝っていたので、同社に異動していた可能性もあるが、途中退職すること無く、B社又は関連会社のA社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和23年8月1日にB社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、25年3月1日にA社において被保険者資格を取得しており、申立期間においては被保険者となっていない。

しかしながら、申立人のB社に係る詳細な供述及び同社の業務に使用していたとする手帳の記載内容から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立期間にB社における被保険者資格を喪失後、A社において被保険者資格を取得している者は存在しないもの

の、申立期間と近接した時期において、同社における被保険者資格を喪失し、B社において被保険者資格を取得している者が複数名確認でき、これらの者の被保険者期間に欠落は無い。

さらに、申立人は、昭和 25 年 5 月 1 日にB社において被保険者資格を取得しているところ、同日前はA社において被保険者となっており、被保険者期間に欠落は無い。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びB社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿から、両社の所在地は、同一であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社は、昭和 23 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日からA社において有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和 23 年 7 月及びA社における 25 年 3 月の社会保険事務所（当時）の記録並びに同僚の同社における申立期間の社会保険事務所の記録から、23 年 8 月から同年 12 月までは 4,800 円、24 年 1 月から同年 4 月までは 6,300 円、同年 5 月から 25 年 2 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、当時の事業主は死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

神奈川厚生年金 事案 7701

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成18年9月1日から同年12月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から19年1月16日まで
ねんきん定期便を確認したところ、申立期間のA社における給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額とねんきん定期便に記載されている納付額が相違している。同社における全ての給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成18年9月1日から同年12月1日までの期間について、申立人が所持する給与支払明細書から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成18年12月1日から19年1月16日までの期間については、申立人が所持する給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から12年7月1日まで
私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額は最高等級の59万円だったのに、9万8,000円と低くなっていることがねんきん定期便で分かったので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成15年3月1日）より後の15年3月11日付けで、遡及して9万8,000円に引き下げられている。

また、商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間において、A社の取締役であったことが確認できるが、同じ取締役であった同僚二人は、「申立人は、社会保険関係の業務には全く関わっていなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月29日から12年1月1日まで
私の年金記録を見ると、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。退職証明書及び平成11年分給与所得の源泉徴収票を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持するA社が作成した退職証明書から、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人の所持する平成11年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載されている金額は、申立人の同年1月から同年11月までのオンライン記録における標準報酬月額から算出した厚生年金保険料及び健康保険料の合計額に、当該年の1か月分の厚生年金保険料及び健康保険料の合計額を加算した金額とほぼ一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額から、44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連

資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から7年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から7年7月まで

私は、母親に勧められたため、平成6年10月頃、国民年金の加入手続きを行った。

国民年金保険料については、母親が、私の父親の金融機関からの口座振替により納付していたはずである。

姉については、20歳からの国民年金保険料が納付済みになっているにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年10月頃、国民年金の加入手続きを行ったと述べているが、申立人が申立期間当時居住していた区の国民年金被保険者名簿及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金の被保険者の被保険者資格記録から、申立人の国民年金の加入手続きが行われた時期は8年5月であると推認される。

また、申立人は、申立期間の始期から、口座振替により国民年金保険料を納付していたはずであると述べているが、申立人が当時居住していた区の国民年金被保険者名簿によると、口座振替により納付が開始されたのは平成8年8月であることに加え、その父親の金融機関口座からは、当時、二人分の保険料が振り替えられていたことが確認できるものの、その両親の国民年金被保険者名簿によると、当該期間における保険料は、共に、口座振替により納付されていたことが確認できることから、同口座から振替により納付されていた保険料は、その両親の保険料であったものと考えられ、

申立人の保険料が、同口座から振替により納付されていたとは考えにくい。

さらに、申立人が述べる方法により、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、当該期間の始期において、平成8年5月に申立人の国民年金の加入手続が行われたことにより払い出された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されていたことが必要であるが、申立人は、現在所持している年金手帳は1冊のみであり、その年金手帳は最初に受け取ったものであると述べている上、申立人は、出生時から手帳記号番号が払い出された時期までの期間を通じて、同一区内に居住しているため、別の手帳記号番号が払い出されていたとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から6年3月まで

私が20歳になる直前の平成3年*月頃、私の母親と同級生の母親と一緒に、それぞれ私と同級生のための国民年金の加入手続を行ってくれた。加入手続後、国民年金保険料は、母親が、両親の保険料と一緒に、自宅に来ていた金融機関の集金人に頼んで納付してくれていた。その後、6年4月に会社に入社するとき、加入当初に受け取った年金手帳を提出したが、同年9月に退職するとき、同社で厚生年金保険に加入したときの年金手帳を渡されたものの、入社前の手帳が返却された記憶は無い。このため、退職後、同社から渡された手帳で国民年金の再加入手続を行った際、入社前の手帳の年金記録が消されてしまい、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が20歳になる直前の平成3年*月頃、その母親と申立人の同級生の母親と一緒に、それぞれ申立人と同級生のための国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続は、6年9月又は同年10月に行われたと推認され、申立内容と一致しない。なお、一緒に加入手続を行ったとするその同級生の加入手続は、当該同級生の手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録等から、8年2月又は同年3月に行われたと推認される上、加入手続が同時に行われた場合、申立人及びその同級生の手帳記号番号は同一記号の近接した番号が付与されるはずであるが、それぞれ別の記号の大きく乖離した番号が付与されている。

また、申立人は、国民年金の加入手続後、その母親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと述べている。しかし、申立人の加入手続が行われたと推認される平成6年9月又は同年10月の時点においては、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、時効にかかわらず納付することが可能なその他の期間についても、過年度納付により遡って納付するほかない期間であるが、申立人は、その母親が当該期間の保険料を遡って納付したことは無かったと述べている。

さらに、申立人の主張のとおり申立期間の国民年金保険料を納付し、当該期間当時受け取った年金手帳をその後就職した会社に提出するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期までを通じて同一区内に居住していることから、別の手帳記号番号が払い出されているとは考え難く、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から52年5月までの期間及び61年4月から62年3月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年1月から52年5月まで
② 昭和61年4月から62年3月まで

私が国民年金の加入手続を行った頃、付加保険料は、遡って納付することができたため、私は、昭和45年6月に、42年1月から45年3月までの付加保険料を定額保険料と一緒に遡って納付し、その後は、定期的に付加保険料を定額保険料と一緒に納付していた。

私が持っている申立期間の領収証書には領収印が押してあり、国民年金手帳には領収したことを示す印が押されている。

私の「国民年金・厚生年金保険年金証書」には、国民年金保険料の納付月数と付加保険料の納付月数が異なって書かれており、大変驚いている。

申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年6月に、42年1月から45年3月までの付加保険料（制度開始当初は、所得比例保険料。以下同じ。）を遡って納付し、その後の当該保険料については、定期的に納付していたと述べているが、当該保険料を納付することができる制度が創設されたのは、同年10月であることに加え、申立人から提出された国民年金手帳の「所得比例保険料を納付する者となる申出」の欄には、「昭和52年6月16日」と押印されており、特殊台帳には、「比例申出 52.6.16」と書かれているため、申立人が当該保険料を納付する申出をした時期は、52年6月であったと考えられる。制度上、当該保険料は遡って納付することができないことから、申立人は、申立期間①の当該保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が所持している、申立期間①のうち、昭和 42 年 1 月から 45 年 3 月までの期間、46 年 4 月から 52 年 5 月までの期間及び申立期間②の領収印が押された国民年金保険料の領収証書には、いずれも付加保険料を含まない国民年金保険料の金額が記入されている。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄には、申立期間①のうち、昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの検認印が押されているものの、その領収日は 45 年 6 月 2 日を示す「45. 6. 2」とされている。上述のとおり、所得比例保険料を納付することができる制度が創設されたのは、同年 10 月であるため、検認印が押された同年 6 月時点において、制度上、付加保険料を納付することはできない。

加えて、申立人は、自身の「国民年金・厚生年金保険年金証書」に、国民年金保険料の納付月数と付加保険料の納付月数が異なって書かれていることが不自然であるとしているが、付加保険料は、被保険者が当該保険料を納付する旨を申し出た時期から納付しない旨を申し出た時期までについて、納付義務が生じるものであり、国民年金の定額保険料を納付した期間の全てについて納付義務が生じるものではないため、双方の納付月数は必ずしも一致するものではない。

その上、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の当該保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月

私は、平成10年3月、それまで勤務していた会社を退職し、同月中に、区役所で、国民健康保険の加入手続と併せて、国民年金の加入手続を行った。その後、同年同月から同年5月までの国民年金保険料を、同区役所の窓口又は銀行で納付したと思う。私は、加入手続後、保険料の免除の申請手続を行ったが、申請免除期間を除いて未納が無いように全て納付したのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、国民年金の加入手続後に納付したと述べているが、当該期間の保険料を納付した時期、場所等についての記憶が明確ではないなど、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていることから、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 61 年 3 月まで

昭和 36 年 4 月、私の夫が、当時勤務していた会社に、国民年金の加入申込書を提出し、そのときに、私の国民年金の任意加入手続が行われたと、その当時、夫から聞いたと思う。加入手続後、国民年金保険料は、毎月、夫の給与から天引きされ、会社がまとめて納付していたと聞いている。保険料額については、会社が納付を行っていたとのことで、夫に聞いても分からない。夫が平成 4 年 4 月に退職した際、それまで会社が預かっていた私の年金手帳を 1 冊受け取った憶えがある。私は、申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月に、夫が、当時勤務していた会社に、国民年金の加入申込書を提出し、任意加入手続が行われ、申立期間の国民年金保険料について、毎月、その夫の給与から天引きされていたと夫から聞いていると述べているが、その会社に照会したところ、従業員の配偶者の国民年金保険料に相当する金額を従業員の給与から天引きし、納付することを行ったことはないとしている。

また、申立人は、国民年金に係る手続には直接関与しておらず、申立人の国民年金保険料が給与から天引きされていたと申述する夫も具体的な記憶は無く、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和 61 年 4 月以降に行われたと推認される上、申立人の国民年金被保険者名簿の国民年金の加入に係る届出日を示す異動年月日欄に「3 61 5 8 (昭和 61 年 5 月

8日)」と記載されていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料を納付するための前提となる別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間は 300 か月に及び、かつ、申立人はこの間に、五つの市区にまたがって居住しており、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることは考えにくい。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 11 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料及び昭和 63 年 11 月から平成 3 年 4 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月から平成 3 年 4 月まで

私の父親は、昭和 63 年 11 月に区役所で私の国民年金の加入手続及び付加年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私の母親が、付加保険料を含めて郵便局で納付していた。

昭和 63 年 11 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料が未加入による未納とされ、昭和 63 年 11 月から平成 3 年 4 月までの付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、昭和 63 年 11 月に区役所で申立人の国民年金の加入手続及び付加年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、その母親が、付加保険料を含めて郵便局で納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする父親は既に他界している上、保険料を納付していたとする母親は、保険料の納付についての記憶が明確ではないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 3 年 5 月に払い出され、同年 4 月に国民年金被保険者資格を取得していることが、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録により確認できることから、申立期間のうち、昭和 63 年 11 月から平成 3 年 3 月までの期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録から、申立人が付

加保険料の納付を申し出たのは平成3年5月と確認でき、付加保険料については、制度上、納付する旨を申し出た月より前に遡って納付することは認められていないことから、同年同月の時点において、昭和63年11月から平成3年4月までの付加保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が昭和63年11月から平成3年3月までの国民年金保険料及び昭和63年11月から平成3年4月までの付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和63年11月から平成3年3月までの国民年金保険料及び昭和63年11月から平成3年4月までの付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から平成3年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から平成3年8月まで

私、私の妹又は私の母親は、平成5年9月又は同年10月に郵送で私と妹の二人分の国民年金の加入手続を行った。加入手続後しばらくして、私と妹がそれぞれ20歳になったときから同年3月までの国民年金保険料の納付書が区役所の支所から自宅に送られてきた。当該期間の保険料については、母親が、私及び妹の二人分を一緒に金融機関で遡ってまとめて納付した。納付金額については、当時、忘れないように封筒に書き写しており、現在もその封筒を所持している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人、その妹又は申立人の母親が、平成5年9月又は同年10月に申立人及び妹の二人分の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人及び妹の国民年金手帳記号番号は、同年9月に連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、その時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、20歳になったときから平成5年3月までの国民年金保険料の納付書が自宅に送られ、その納付書に記載されていた金額を書き写した封筒を現在も所持していると主張しているが、封筒に記載された金額は、当該期間の保険料を実際に納付した場合の保険料額と相違している上、申立人の母親が申立人の分の申立期間の保険料と一緒に遡ってまとめて納付したとするその妹の当該期間の保険料は未納となっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、納付済みと

なっている平成3年9月から5年3月までの国民年金保険料は、過年度納付により納付されていることが推認できることから、申立人が国民年金の加入手続きを行い、その時点で遡って納付することができる当該期間の保険料を納付したと考えるのが合理的である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6690

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私の兄は、国民年金制度が発足したときから私が結婚した昭和 39 年 3 月までの間に、私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、兄が、経営していた店に来ていた集金人に、自身の分と一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その兄が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料についても、兄が自身の分と一緒に納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその兄は、既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその兄の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 1 月に職権で払い出されていることが兄の国民年金被保険者名簿により確認できることから、申立期間当時、兄は国民年金に未加入であったものと推認でき、申立内容と一致しない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 39 年 4 月と推認でき、申立人の特殊台帳及びオンライン記録では、同年同月に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入で、国民年金保険料を納付するこ

とができない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成3年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成3年8月まで

私、私の姉又は私の母親は、平成5年9月又は同年10月に郵送で私と姉の二人分の国民年金の加入手続を行った。加入手続後しばらくして、私と姉がそれぞれ20歳になったときから同年3月までの国民年金保険料の納付書が区役所の支所から自宅に送られてきた。当該期間の保険料については、母親が、私及び姉の二人分を一緒に金融機関で遡ってまとめて納付した。納付金額については、当時、忘れないように封筒に書き写しており、現在もその封筒を所持している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人、その姉又は申立人の母親が、平成5年9月又は同年10月に申立人及び姉の二人分の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人及び姉の国民年金手帳記号番号は、同年9月に連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、その時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、20歳になったときから平成5年3月までの国民年金保険料の納付書が自宅に送られ、その納付書に記載されていた金額を書き写した封筒を現在も所持していると主張しているが、封筒に記載された金額は、当該期間の保険料を実際に納付した場合の保険料額と相違している上、申立人の母親が申立人の分の申立期間の保険料と一緒に遡ってまとめて納付したとするその姉の当該期間の保険料は未納となっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、納付済みと

なっている平成3年9月から5年3月までの国民年金保険料は、過年度納付により納付されていることが推認できることから、申立人が国民年金の加入手続きを行い、その時点で遡って納付することができる当該期間の保険料を納付したと考えるのが合理的である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から3年3月まで

私の母親は、私が20歳になった平成2年*月頃に区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料についても、母親が、自宅に送付されてきた納付書により金融機関で毎月納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、平成2年*月頃に区役所で申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、当該期間の保険料を納付していたとするその母親は、加入手続きを行った時期、年金手帳の交付時期、保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が明確ではないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年7月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、国民年金の加入手続き時期が申立人の主張する時期と一致しない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人の最初の国民年金の被保険者資格取得時期は、当初、平成3年4月とされていたが、9年5月に、2年10月に訂正されたことがオンライン記録により確認できることから、記録の訂正が行われた時点まで申立期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であったものと推認される。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 44 年 1 月 16 日から 46 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 47 年 10 月 2 日から 57 年 8 月 1 日まで

A社を退職する半年ほど前から6万5,000円程度（当時の標準報酬月額の上限は6万円）の給与を支給されていたと記憶しているが、申立期間①の標準報酬月額が4万8,000円となっている。

また、B社（昭和47年10月2日にC社に名称変更（現在は、D社））に勤務した申立期間②については、給与が前職退職時の給与より5,000円ほど低い6万円ぐらいだったことを記憶しているが、44年1月から45年4月までの標準報酬月額が4万5,000円、同年5月から46年4月までの標準報酬月額が5万6,000円となっている。

さらに、C社に勤務した申立期間③については、昭和47年10月2日の組織変更に伴い、昇給したにもかかわらず、直前のB社における標準報酬月額13万4,000円から6万4,000円に減額されている。

申立期間①から③までの標準報酬月額は、実際に支給されていた給与額と相違しているため、調査の上、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社における当該期間の標準報酬月額が記憶している給与額よりも低額なものとなっていると主張している。

しかしながら、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該期間中に厚生年金保険被保険者記録があり、連絡先の判明した7名に文書

照会をしたところ、4名から回答があったが、いずれも当該期間当時の給与明細書等の保険料控除額が確認できる資料を所持していないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社は、「資料が残っておらず、申立てどおりの保険料を控除したかは不明。」と回答していることから、申立人の同社における厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

さらに、企業年金連合会提出の中脱記録照会（回答）によると、オンライン記録と一致していることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、B社における当該期間の標準報酬月額が記憶している給与額よりも低額なものとなっていると主張している。

しかしながら、申立人が名を挙げた5名を含むB社及びC社に勤務した元社員17名に文書照会したところ、14名から回答を得たものの、いずれの元社員も当時の給与明細書等の保険料控除額が確認できる資料を所持していないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、D社は、「資料が残っておらず、申立てどおりの届出、保険料控除及び保険料納付を行ったかは不明。」と回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が所持する昭和44年分及び45年分の「給与所得の源泉徴収票」の社会保険料の金額欄に記載された金額は、申立人の当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額から算出した健康保険料額及び厚生年金保険料額に、雇用保険料額を加算した金額とおおむね一致していることが確認できる。

申立期間③について、申立人は、C社における当該期間の標準報酬月額が記憶している給与額よりも低額なものとなっていると主張している。

しかしながら、申立人が名を挙げた5名を含むB社及びC社に勤務した元社員17名に文書照会したところ、14名から回答を得たものの、いずれの元社員も当時の給与明細書等の保険料控除額が確認できる資料を所持していないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記元社員のうち、昭和47年4月1日にB社に入社した元社員は、「B社入社時と比較して、組織変更時のC社の給与額の方が低かったのを記憶している。」と述べている。

さらに、D社は、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の控えを提出しており、昭和47年10月2日の被保険者資格取得時の標準報酬月額を6万4,000円としていることが確認できるも

のの、「提出した届出書以外の資料は残っておらず、資格取得以外については、申立てどおりの届出、保険料控除及び保険料納付を行ったか不明。」と回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、B社において社会保険を担当していた元社員は、「組織変更に伴い、それまでとは異なる給与体系になった。組織変更の際に残った職員は、全員かなりの額を減給されたと記憶している。」と述べている上、当該期間当時、C社の総務を担当していた元社員は、「B社は、国から補助金を受けていたものの、同社の部内の裁量で給与を査定していたこともあり、当該給与について国から高い水準と判断され、折衝を重ねていた。最終的にどの程度引き下げられたかは定かではない。」と述べている。

また、申立人が所持する昭和 50 年分、52 年分及び 53 年分の「給与所得の源泉徴収票」の社会保険料の金額欄に記載された金額は、申立人の当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額から算出した健康保険料額及び厚生年金保険料額に、雇用保険料額を加算した金額とおおむね一致していることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和46年11月18日から47年5月19日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間のうち、昭和48年2月19日から同年8月1日までの期間及び49年4月から同年5月までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月18日から47年5月19日まで
② 昭和48年2月19日から同年8月1日まで
③ 昭和49年4月から同年5月まで

申立期間①について、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、厚生年金保険の記録では、C社に入社した当初の昭和48年2月から同年7月までの標準報酬月額が6万4,000円となっているが、同年の給与所得の源泉徴収票及び同社の雇用条件から年間の総支給額を求めると、標準報酬月額は入社当初から8万円になると思うので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

申立期間③について、給与額が昭和49年4月分から増額となったので標準報酬月額が11万円となるはずなので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社に係る昭和46年分の源泉徴収票及び同僚の供述から、申立人は当該期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和47年5月19日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人から提出されたA社に係る昭和46年分の源泉徴収票の社会保険料欄には「0円」と記載されていることが確認できる上、47年分の源泉徴収票の社会保険料額は、当該期間後の同年5月から同年7月までの3か月分の社会保険料合計額とほぼ一致する。

さらに、B社は、「当時の人事記録及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料は、期間経過のため保管していない。」と回答しており、申立人も当該期間における厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人と同月にC社に入社した同僚3名は、「入社時の標準報酬月額は、当時の給与額に見合っている。」と回答している。

また、申立人から提出された昭和48年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額（5万5,706円）は、オンラインで記録されている標準報酬月額（6万4,000円）に見合う厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計金額とほぼ一致している。

申立期間③について、申立人から提出された昭和49年4月分の給与明細書から、同年4月の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は8万円であり、オンライン記録と一致している。

なお、申立人は給与額が昭和49年4月分から増額となったことから当該期間の標準報酬月額の相違を申し立てているところ、申立人から提出された同年2月分から同年4月分までの給与明細書から、基本給が同年4月分から2等級以上昇給していることが確認できるが、標準報酬月額を随時改定は、固定的賃金に変動があり、当該変動があった月から継続した3か月の間に支払われた報酬の平均月額を標準報酬月額等級区分に当てはめ、現在の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたときに行われ、4か月目から標準報酬月額が改定されることから、当該昇給に伴う随時改定は同年7月となり、当該期間において改定は行われず、同年4月及び同年5月の標準報酬月額は、従前と同額の8万円となる。

このほか、申立期間②及び③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②及び③において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7706 (事案 4707 の再々申立て、事案 7097 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年5月1日から30年10月1日まで
② 昭和35年5月1日から37年7月1日まで
③ 昭和40年5月1日から同年10月1日まで

申立期間①から③までについて、私がA社に勤務した時の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されている。

調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までに係る申立てについては、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年12月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、前回の再申立てに当たり、申立期間③に係る新たな資料として、給与明細書(昭和43年9月分、同年10月分)及び辞令(昭和39年3月21日付け、同年4月21日付け、40年3月21日付け、41年3月21日付け)を提出し、当該資料に記載されている内容に基づいて自ら算出した当該期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額と比較して、オンライン記録の標準報酬月額は低いと主張しているが、当該資料では、当該期間の保険料控除額を確認することができないことから、これら資料は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこ

とから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 10 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、自身の主張をまとめた文書等の資料を提出しているが、これら資料は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7707 (事案 1759 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月 21 日から 55 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 9 月 21 日に A 社 (現在は、B 社) C 支店に転勤した際、転勤前の同社 D 支店の標準報酬月額 26 万円に比べて、転勤後の標準報酬月額が低くなっている。会社が保管している厚生年金保険被保険者台帳によると、同年 10 月の定時決定が 28 万円となっているところ、同社 C 支店に転勤になった時の標準報酬月額は、19 万円となっているが、同社 C 支店の手続ミスと思われるので、再度調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、B 社の担当者は、事業所から提出された届出用紙は複写式であったので、社会保険事務所 (当時)、厚生年金基金及び健康保険組合の届出内容は同じであったと供述しているところ、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額と、厚生年金基金及び健康保険の標準報酬月額は一致すること、事業所が作成している厚生年金保険被保険者台帳では、申立期間の標準報酬月額が社会保険庁 (当時) の記録と同様に 19 万円と記載されている上、社員台帳によると、申立期間当時の申立人の基本給は 19 万円となっており、当該事業所により、標準報酬月額を 19 万円と届出されたことがわかることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 12 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、「事業所が作成している厚生年金保険被保険者台帳では、昭和 54 年 10 月の標準報酬月額が 28 万円となっ

ていることから、転勤後のA社C支店が誤って19万円と届け出たと考えられるので、標準報酬月額記録を正しい標準報酬月額である28万円にすべきである。」と主張しているが、当該被保険者台帳においては、54年9月21日にA社C支店における標準報酬月額は19万円とされている上、B社が保管している同年9月に厚生年金基金に提出した厚生年金基金加入員資格取得届により、同年9月の標準報酬月額を19万円として届け出ていることが確認でき、このほかに厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7708

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月頃から 38 年 3 月 1 日まで

私は、中学校を卒業してすぐの昭和 33 年 4 月頃に A 社に正社員として入社した。しかし、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、同社での資格取得日が 38 年 3 月 1 日と記録されている。給料から社会保険料が控除されていた記憶もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する複数の同僚の証言及び申立人が所持する写真から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、昭和 38 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 38 年 3 月 1 日より前から勤務していたとする複数の同僚からは、申立期間において厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言等を得ることはできなかった。

さらに、A 社は、当時の資料は保管しておらず、申立人の保険料控除については不明と回答しており、当時の事業主も死亡しているため、当時の状況を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 21 日から同年 11 月 20 日まで
A社において、私と同時期に勤務した同僚から厚生年金保険の被保険者記録が見付かったとの連絡があった。私の記録だけ無いのは納得がいかないので、きちんと調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同時期に勤務したとしている同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人が同僚として名前を挙げた3名のうち、上記同僚以外の2名は被保険者となっていないことが確認できる上、申立期間直後に経理を担当していた者は、「前任者からの引継ぎで、短期間しか勤務しないと分かっていた者は厚生年金保険に加入させていなかった。」と述べている。

また、上記被保険者原票を確認したところ、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は見られない。

さらに、A社は既に解散している上、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7710

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月 21 日から 63 年 2 月 1 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成 12 年 8 月 1 日から 14 年 8 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月 21 日から 63 年 2 月 1 日まで
② 平成 12 年 8 月 1 日から 14 年 8 月 1 日まで

私は、申立期間①について、A社に勤務していたが、ねんきん定期便では当該期間の厚生年金保険被保険者記録が記載されていなかったため、期間照会をしたところ、記録は無いとの回答を得た。しかし、十分な調査がされたとは思えないので、調査して当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

また、B社に勤務していた期間のうち、申立期間②について、標準報酬月額の記録が 38 万円から 30 万円に下がっているが、私の姉である同社の代表取締役や上司も給料を下げたことは無いと言っており、標準報酬月額が下がったことに納得がいかないため、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録及び同僚の証言から、当該期間において申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が同時期にA社で勤務したとしている同僚の一人は、当該期間において同社に係る厚生年金保険被保険者となっていない。

また、当時、A社の社会保険事務を担当していた経理担当者は、「従業員の厚生年金保険の加入に関して、雇用形態によって異なる取扱いをして

いた。」と証言していることから、同社では厚生年金保険の加入の取扱いについて、従業員ごとに異なった取扱いをしていたことがうかがわれる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿に、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、給与が下がったことが無いのにB社に係る当該期間の標準報酬月額が下がっていると主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の変更日と同日付けで、複数の同僚についても標準報酬月額が減額されていることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な処理が行われた形跡は認められない。

さらに、申立人の同僚に照会しても、標準報酬月額が給与と差異があることを具体的に証言する同僚はいない。

加えて、事業主は、当時の資料が無いとしており、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7711

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 7 月 31 日から同年 8 月 6 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間が、厚生年金保険被保険者となっていない。所持している平成 10 年 7 月分の給与明細書では、給与から厚生年金保険料が控除されている。調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主は、申立人は、平成 10 年 7 月 31 日に同社を退職したと証言しており、雇用保険の記録では、同年 8 月 1 日に離職していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成 10 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の元事業主は、「社員の社会保険料は、当社が全額負担しており、厚生年金保険の適用事業所となっていない期間の社員の国民年金保険料も、当社が負担して納付を行っていた。当社は平成 10 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人も同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることから、申立人が所持している同年 7 月分の給与明細に記載されている保険料は、同年 7 月の厚生年金保険料ではない。」と回答している。

さらに、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 10 年 7 月 31 日に、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者は 24 名確認でき、申立人以外の 23 名は、同日以後も引き続き同社の社員であったが、このうち、同日時点で 20 歳未満の 1 名を除く 22 名は、同日

に国民年金被保険者となっており、国民年金保険料は納付済みとなっていることが確認できる上、同社の元社員が所持していた同年7月分の給与明細書では、厚生年金保険の項目を加筆修正し、国民年金保険料としての控除が推認される保険料額が給与から控除されていることが確認できる上、同社の元社員は、「社会保険料は、A社が負担してくれた。」と証言している。

加えて、A社の元事業主は、被保険者負担分の社会保険料も同社が負担していたと述べているにもかかわらず、給与明細書において保険料の控除額が記載されていることについて、「当社では社員の給与を手取額で決めていた。社会保険料として控除された金額については、当該額を諸手当の名目で支給し、決められた手取額となるよう調整して支給していた。申立人の平成10年7月分の給与計算も、決められた手取額となるよう調整したものだと思う。」と回答している。

また、申立人が所持していたA社における平成10年7月分の給与明細書において、2万5,600円が控除されていることが確認できるものの、厚生年金保険料の項目が国民年金保険料と修正されている上、申立人の同年6月の厚生年金保険料控除額と一致していない。

これらのことから、当該控除額は、平成10年7月の厚生年金保険料であったとは認められない。

なお、A社の元事業主は、「申立人は、平成10年7月31日に退職していることから、当社では、申立人の同日以降の社会保険手続に関与していない。」と述べているところ、申立人は、「国民年金被保険者期間に係る被保険者資格取得の手続及び保険料納付は行ったことがない。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。